

議案第 2 号

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

平成19年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条
例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成14年法律第48号」の次に「。以下「法」という。」を加
え、「並びに第7条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7
条第1項及び第2項」に改める。

第2条の見出し中「任期」を「職員の任期」に改める。

第6条を第9条とする。

第5条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第1
6条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、
適用しない。

第4条を第7条とする。

第3条中「前条各項」を「第2条から第4条まで」に改め、同条を第6条とする。

第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第9条第1項の規定による承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させる

ことが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。
- (2) 第3条又は前条の規定により任期を定めて採用する職員又は短時間勤務職員を3年を超えて業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するため特に必要であると市長が認める場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第9条の3中「平成16年川崎市条例第57号」の次に「。以下「任期付職員条例」という。」を加える。

第14条の3の見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「第2項」の次に「又は任期付職員条例第4条」を加える。

第15条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第16条中「川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「任期付職員条例」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に規定する職員及び同法第5条に規定する短時間勤務職員を採用することができること等とするため、この条例を制定するものである。